

第9章 特別支援教育

1 特別支援教育とは

特別支援教育は、障害のある子供たちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍する発達障害のある子供を含めて、障害により特別な支援を必要とする子供たちが在籍する全ての学校において実施されるものです。

障害のある子供たちへの教育にとどまらず、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支えあう「共生社会」の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。

(パンフレット「特別支援教育」文部科学省 平成 19 年 参照)

<障害のある子供の教育に求められること>

・障害のある子供の教育に関する制度の改正

平成 18 年 12 月、国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成 19 年 9 月に同条約に署名し、平成 26 年 1 月に批准した。

同条約は、すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、いわゆる「合理的配慮^{*1} (Reasonable Accommodation)」や、教育に関しては「インクルーシブ教育システム^{*2} (Inclusive Education System)」等の理念を提唱する内容となっている。

平成 18 年の教育基本法改正においては、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」

(第 4 条第 2 項)との規定が新設された。また、平成 19 年の学校教育法改正においては、障害のある子供の教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が行われた。

平成 23 年の障害者基本法改正においても、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」(第 16 条第 1 項)、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」(第 16 条第 2 項)等の規定が整備された。さらに、中央教育審議会初等中等教育分科会においては、平成 24 年 7 月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が取りまとめられ、これを踏まえ、障害のある児童生徒等の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われ、平成 25 年 9 月 1 日に施行された。

また、平成 28 年 4 月 1 日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という)が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求め

られるとともに、同法に基づき、関連して、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年文部科学省告示第180号）が示された。

このように、我が国では、「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育を更に推進していくために、制度改正が行われてきたところである。

こうした状況を踏まえ、令和元年9月より「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」で議論が行われ、令和3年1月に報告が取りまとめられた。本報告においては、特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を実現し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備などを着実に進めていくことや、それらを更に推進するため、障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図ることなどについての方策が取りまとめられた。これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる社会の構築を目指すこととしている。

・就学に関する新しい支援の方向性

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされている。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。

（「障害のある子供の教育支援の手引」文部科学省 令和3年6月 より抜粋、一部追加）

※¹合理的配慮

障害のある子供が他の子供と平等に学校教育を受けるために、個別に必要となる理にかなった変更・調整のことで、学校及び学校の設置者が提供する。（例）視覚障害の子供の座席を教室前方に配置、肢体不自由の子供の教室を1階に配置

※²インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「教育制度一般」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

2 学校（園）全体で取り組む特別支援教育

（1）校内支援体制の整備

ア 特別支援教育に関する校内委員会の設置

各学校においては、校長（園長を含む 以下同じ）のリーダーシップの下、全校的な支援

体制を確立し、障害のある、又はその可能性があり特別な支援を必要としている幼児児童生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する校内委員会を設置します。委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級による指導担当教員、特別支援学級担当教員、養護教諭、対象の幼児児童生徒の学級担任、学年主任、その他必要と認められる者等で構成します。

校内委員会では、障害の状態等の変化に伴う子供一人一人の教育的ニーズの変化に応じ、特別支援学級や通級指導教室等において教育することが適切であると思われる児童生徒について、日常の観察、諸検査や調査等の資料に基づきそれぞれの立場から意見を述べ合い、特別支援学級への入級、通常の学級で特に留意して指導(通級による指導を含む)あるいは特別支援学校への転学など、その児童生徒にとって最適と考えられる学びの場の検討を行います。その際、本人及び保護者の意見を聴取し最大限尊重するとともに、児童生徒が授業の内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も重視して検討します。

検討の結果、学びの場の変更が望ましいとされた児童生徒については、本人及び保護者の同意を得て、教育支援委員会等を起点に様々な関係者が関与し、多角的、客観的に検討が行われることが重要です。また、本人及び保護者との信頼関係を大切にしながら連続性のある多様な学びの場と子供の教育的ニーズに応じた適切な学びの場について啓発に努めることが必要です。

なお、学びの場の見直し後も、子供一人一人の発達の様子、学習や生活の適応の様子、各教科等の学習の様子、自立活動の指導の様子、交流及び共同学習の様子等について検討し学びの場を柔軟に見直すなど、特別支援教育に関する校内委員会による継続的なフォローアップを行うことが、その子供の可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培う上で重要な役割を果たすことになります。

イ 特別支援教育コーディネーターの指名

校長は、各学校における特別支援教育推進のため、主に、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関や関係する学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に位置付けます。また、校長は、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努めます。

(2) 個別の教育支援計画

障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童生徒等の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒等の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を作成することが示されました。この個別の支援計画のうち、児童生徒等に対して、校長が中心となって児童生徒の在学時に作成するものを、個別の教育支援計画といいます。

個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解をすべき大切な情報となります。また、在籍校において提供される教育支援の内容については、教科等横断的な視点から個々の児童生徒等の障害の状態等に応じた指導内容や指導

方法の工夫を検討する際の情報として個別の指導計画に生かしていくことが重要です。

個別の教育支援計画の活用に当たっては、例えば、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、在学中の教育支援の目的や内容を設定したり、進学先に伝えたりするなど、就学前から就学時、そして進学先まで、切れ目ない教育支援に生かすことが大切です。その際、個別の教育支援計画には、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど個人情報の適切な取扱いに十分留意することが必要です。

また、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校で特別支援教育を受けてきた子供の指導や合理的配慮の状況等を、個別の教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引き継ぎ、生徒一人一人の障害の状態等を踏まえた教育的ニーズに応じて合理的配慮を含む支援の内容の提供等が更に充実して行われる必要があります。

(3) 個別の指導計画

個別の指導計画は、個々の児童生徒等の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるものであり、教育課程を具体化し、障害のある児童生徒等一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細かに指導するために作成するものです。また、各教職員の共通の理解の下に、児童生徒等一人一人に応じた指導を一層進めるためのものです。よって、個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が児童生徒等の実態や各教科や自立活動等の特質を踏まえて、指導上最も効果が上がるよう工夫して作成することが大切です。

(4) 特別支援教育に関する教師の専門性

小学校、中学校、義務教育学校の特別支援学級や小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の通級指導教室で指導を受ける児童生徒が増加し、発達障害の可能性のある幼児児童生徒が幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の通常の学級に在籍していることから、すべての教員に、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められており、特別支援教育に関する教員研修の充実により、適切な指導を行うことができるようになることが必要です。

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を行うために、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校すべての教員が校内研修や授業研究等を通して、発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒に対する理解と認識を深めることが大切です。また、地域の特別支援学校等の助言又は援助を活用し、幼児児童生徒の困難さに対する指導上の工夫の意図を理解し、個に応じた様々な手立てを検討すること等を通して、教師の専門性を高めることができます。

特別支援学校の教員については、特別支援教育の専門性を更に高めるとともに、教科教育の専門性もバランスよく身に付けることが重要です。

(5) 交流及び共同学習

障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人が触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。

小・中学校や特別支援学校の学習指導要領においては、交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることとされています。

交流及び共同学習は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流

の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要があります。

これらの活動により、各学校全体の教育活動が活性化されるとともに、児童生徒が幅広い体験を得、視野を広げることで、豊かな人間形成に資することが期待されます。

3 多様な学びの場

(1) 通常の学級における特別な支援が必要な児童生徒への学級経営上及び学習指導上の配慮

発達障害のある児童生徒は、周りの動きを見て行動することが苦手です。そのために、集団場面で注意されることが増え自信をなくしがちです。「どうせ、自分なんか…」という投げやりな気持ちになることもあるようです。どの児童生徒にも、必ず「よさ」や「得意な面」があるはずです。うまくできたときや当たり前のようなことでも、ほめるように心がけましょう。また、児童生徒自身に「分からぬこと」や「困ること」に気付かせることも大切です。困ったことを伝える方法、助けを求める方法等も教えましょう。

ア 学級集団づくりや学習環境の工夫例

- ・教師の態度ー児童生徒のよいところを具体的にほめる。注意は目立たないように行う。
- ・学習規律ー発表の仕方、聞き方、姿勢等ルールを明確にする。守っている児童生徒をほめる。
- ・教室環境ー黒板周りや壁面等、過度な刺激になるものを減らす。場に応じた声の大きさを知らせる。
- ・整理整頓ー机上の使い方、持ち物の置き場所、物の片付け方を分かりやすく図等で示す。
- ・見通しースケジュールを明確に示す。休み時間に次の授業の準備をする。

イ 授業づくりの工夫例

観点	学級全体への支援	個別の支援
目標・評価	・活動が具体的に分かる目標にする。	・シール等によるポイント制を利用する。
授業の構成	・学習の流れを明示し見通しをもたせる。授業を短いユニットに分ける。	・聞くときと書くときの時間を分ける。 ・立って活動する場面を意図的に設ける。
学習のルール	・分からぬときのルールを決める。 ・話すとき、聞くときのルールを掲示する。	・何をどこまでやつたら終わりかを伝える。 ・SOSカードを活用する。
指示の出し方	・短い言葉で簡潔に指示する。 ・注目させてから指示する。	・いつも行う指示はカードにしておく。 ・学習活動の変わり目ごとに声かけをする。
教材・教具	・具体物や絵を使って説明する。 ・活動時間を具体的に示す。	・漢字にふりがなをふる。 ・教科ごとの準備物を図示する。
板書・ノート	・枠や色チョークを活用し、大事なところを強調する。	・書く量を減らしたり、書き始めの場所に印を付けたりする。
学習形態	・ペア、グループを活用する。 ・グループ編成に配慮する。	・座席を配慮する。（見え方、聞こえ方、余計な刺激、話しやすさ、声かけのしやすさ）

(2) 特別支援学級における指導、通級による指導

特別支援学級、通級による指導の障害の種類及び程度は「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長 平成 25 年 10

月 4 日 25 文科初第 756 号) で示されています。 (卷末資料9-2、3 参照)

ア 特別支援学級とは

特別支援学級は、障害の種別ごとの少人数学級で、障害のある子供一人一人に応じた教育を行います。対象の障害種別は、知的障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害です。

イ 特別支援学級の教育課程

特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領を参考として特別の教育課程を編成することができます。

障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、「自立活動」を取り入れます。また、児童生徒の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、知的障害特別支援学級においては、各教科を、知的障害特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成する必要があります。

特別支援学級に在籍する児童生徒は、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において授業を受けるものとされています。一方で、通常の学級(通級による指導を含む)への学びの場の変更を検討している児童生徒については、通常の学級の児童生徒と共に学ぶ機会の確保が必要な場合があります。こうした場合においては、目安の時数を超えて通常の学級で授業を受けることも可能ですが、在籍する児童生徒は、特別な教育的支援を一定程度以上必要としていることから、通級による指導の週当たりの時数の上限も踏まえ、十分に考慮することが必要です。また、教育課程の編成にあたっては、通常の学級の児童生徒と共に学ぶ活動の実施が可能なものについては、年間指導計画に位置付けて、計画的に実施することが必要です。

ウ 通級による指導とは

通級による指導とは、通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を、週 1 ~ 8 単位時間特別の指導の場（いわゆる通級指導教室）で行うものです。対象は、言語障害、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱です。

富山県では、弱視、難聴に対する通級による指導は、特別支援学校で行っています。

エ 通級による指導の教育課程

通級による指導では、特別支援学校の自立活動の内容（P85、86 3 (3) イ (ア) 自立活動の内容参照）を参考とし、児童生徒一人一人に、障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づいた自立活動における個別の指導計画を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開します。なお、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことになります。通級による指導が効果的に行われるよう、各教科・科目等との関連を図るなど、教師間の連携に努めることが大切です。

通級による指導に係る授業時数は、年間 35~280 単位時間、学習障害（LD）及び注意欠陥多動性障害（ADHD）については、年間 10~280 単位時間までが標準とされています。

高等学校における通級による指導の時間は、通常の教育課程に加えるか、またはその一部に替えることができることになっています。個別の指導計画に基づき、35 時間の履修で 1 単位が認定され、年間 7 単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができます。

オ 指導上の配慮事項

(ア) 障害の状態や発達の段階の的確な把握

日常の行動観察や指導の記録、諸検査等を活用し、身体・運動機能、社会生活能力、行動特性、学力等から実態を分析的、総合的に把握します。また、学校における実態把握だけでなく、個別の教育支援計画の作成を通じ、保護者との意思疎通を十分に図りながら、育てたい能力や態度を明確にする必要があります。

(イ) 一人一人が生き生きと取り組み、成就感や達成感を味わえる指導過程や評価の工夫

生活に結び付いた実践的・体験的な活動を学習活動の中心に据えたり、一人一人の障害の状態に応じた教材・教具を開発したりし、児童生徒の興味・関心を喚起し、意欲が高まるようにします。また、できることに着目し、自らが活動を選択したり工夫したりできる場面を設定し、見通しをもって活動に取り組めるようになりますが大切です。さらに、スマールステップによる指導や繰り返し学習も取り入れ、身に付けたことを家庭でも実践できるようにすることが必要です。

なお、指導目標の達成状況を的確に把握し、指導内容や指導方法の改善に結び付く評価を工夫することが大切です。

(3) 特別支援学校における指導

特別支援学校は、障害の程度が比較的重い幼児児童生徒を対象として、専門性の高い教育を行う学校です。対象となる障害の種類は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱(身体虚弱を含む)であり、その程度については、学校教育法施行令第22条の3で定められています(巻末資料9-2、3参照)。

それぞれの障害種別を教育の対象とする特別支援学校をどのように配置するかは、設置者に委ねられています。富山県では、「県立学校教育振興計画基本計画」(富山県 平成19年)に示された、県立特別支援学校の再編・配置の計画に基づき、平成22年度までに合わせて6校を複数の障害種別を教育の対象とする学校としました。また、平成25年4月には、軽度知的障害のある生徒の職業自立を目的とする高等特別支援学校2校を開校しました。

ア 特別支援学校の教育課程

特別支援学校は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とすると定められています。

特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成します。知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳科、特別活動並びに自立活動によって編成しますが、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができます。

特別支援学校の中学校部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成します。知的障害者である生徒を教育する場合は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動

並びに自立活動によって編成しますが、必要がある場合には、外国語科を加えることができます。

各学校では、法令や特別支援学校幼稚部教育要領、同小学部・中学部学習指導要領、同高等部学習指導要領に従い、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成する必要があります。その際、児童生徒の障害の状態により、特に必要がある場合には、次のように教育課程を取り扱うことができます。

○ 障害の状態により特に必要がある場合

- ・各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができる。(小・中第1章第8節の1の(1))
- ・各教科・科目(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。)の目標及び内容の一部を取り扱わないことができる。(高第1章第2節第8款の1の(1))
- ・各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該各学年より前の各学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる。また、道徳科の各学年の内容の一部又は全部を、当該各学年より前の学年の内容の一部又は全部によって、替えることができる。(小・中第1章第8節の1の(2))
- ・中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができる。(同上(4))
- ・中学部の外国語科については、小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる。(同上(5))
- ・高等部の各教科・科目(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては各教科。)の目標及び内容の一部を、当該各教科・科目に相当する中学部又は小学部の各教科の目標及び内容に関する事項の一部によって、替えることができる。(高第1章第2節第8款の1の(2))
- ・幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる。(小・中第1章第8節の1の(6))

○ 重複障害者の場合

◇知的障害を併せ有する場合

- ・各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、当該各教科に相当する知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる。(小・中第1章第8節の3)
- ・各教科・科目の目標及び内容の一部又は各教科・科目を、当該各教科・科目に相当する知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の目標及び内容の一部又は各教科によって、替えることができる。(高第1章第2節第8款の3の(1))

◇重複障害者のうち障害の状態により特に必要がある場合

- ・各教科、道徳科、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。(小・中第1章第8節の4)
- ・各教科・科目若しくは特別活動(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科若しくは特別活動。)の目標及び内容の一部又は各教科・科目若しくは総合的な探究の時間(知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科若しくは総合的な探究の時間。)に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる。(高第1章第2節第8款4の(1))

○ 訪問教育の場合

- ・特別の教育課程を編成することができる。(小・中第1章第8節の5・6)(高第1章第2節第8款の5)

(高等部については、令和4年度入学生から適用されている)

特別支援学校の小学部又は中学部の1学級の児童又は生徒の数は6人、高等部の1学級の生徒の数は8人(重複学級は3人)以下とされています。(令和5年4月施行 特別支

援学校設置基準より)

＜知的障害のある児童生徒の場合＞

知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、児童生徒の知的障害の状態等に即した指導を進めるため、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間（中学部）、総合的な探究の時間（高等部）、特別活動及び自立活動（以下、「各教科等」という。）それぞれに、各教科等の時間を設けて指導を行う場合と、それら（ただし、中学部における総合的な学習の時間、高等部における総合的な探究の時間は含まない。）を合わせて指導を行う場合があります。

（ア）教科別の指導を行う場合

教科ごとの時間を設けて指導を行う場合は、「教科別の指導」と呼ばれています。指導に当たっては、学習指導要領における各教科の目標及び段階の目標を踏まえ、児童生徒に対し、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、指導を創意工夫する必要があります。その際、生活に即した活動を十分に取り入れつつ、学んでいることの目的や意義が理解できるよう段階的に指導する必要があります。個別の指導計画の作成に当たっては、他の教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間（中学部）、総合的な探究の時間（高等部）、特別活動及び自立活動との関連、また、各教科等を合わせて指導を行う場合との関連を図るとともに、児童生徒が習得したことを適切に評価できるように計画する必要があります。

（イ）道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動の時間を設けて指導を行う場合

① 道徳科

個々の児童生徒の興味・関心や生活に結び付いた具体的な題材を設定し、実際的な活動を取り入れたり、ＩＣＴを活用したりするなどの一層の工夫を行い、児童生徒の生活や学習の文脈を十分に踏まえた上で、道徳的実践力を身に付けるよう指導することが大切です。

② 外国語活動

小学部第3学年以降の児童を対象とし、国語科の3段階の目標及び内容との関連を図ることが大切です。個々の児童の興味や関心、生活に結び付いた具体的な題材を設定し、児童の発達の段階に考慮した内容を工夫するなどしていくことが大切です。

③ 特別活動

個々の児童生徒の実態、特に学習上の特性等を十分に考慮し、適切に創意工夫する必要があります。特別活動の指導を計画するに当たっては、各教科、道徳科、外国語活動（小学部）、自立活動及び総合的な学習の時間（中学部）、総合的な探究の時間（高等部）との関連を図るとともに、障害のある人と障害のない人が共に生きる社会の実現に向けて小・中・高等学校の児童生徒等及び地域の人々と活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮することが大切です。学級活動（高等部においてはホームルーム活動）、児童会活動（中・高等部においては生徒会活動）、クラブ活動（小学部のみ）、学校行事があります。

④ 自立活動

知的障害のある児童生徒には、全般的な知的発達の程度や適応行動の状態に比較して、言語、運動、動作、情緒等の特定の分野に、顕著な発達の遅れや特に配慮を必要とする様々な状態が知的障害に随伴して見られます。このような状態等に応じて各教科の指導等のほかに、自立活動の内容の指導が必要です。

自立活動の考え方とは、他の障害を有する場合の考え方と同じです。自立活動の指導は、個別の指導計画に基づいて、学習上の特性等を踏まえながら指導を進める必要があります。特に、自立活動の時間の指導では、個々の児童生徒の知的障害の状態等を

十分考慮し、個人あるいは小集団（最初から集団で指導することを前提とするものではない点に十分留意する）で指導を行うなど、指導目標及び指導内容に即して効果的な指導を進めるようにすることが大切です。

(ウ) 各教科等を合わせて指導を行う場合

① 日常生活の指導

日常生活の指導は、児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について計画的に指導するものです。内容は、基本的生活習慣や日常生活や社会生活において、習慣的に繰り返される、必要で基本的な事柄等です。

② 遊びの指導

遊びの指導は、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくものです。場や遊具等が限定されることなく、児童が比較的自由に取り組むものから、期間や時間設定、題材や集団構成等に一定の条件を設定し活動するといった比較的制約性が高い遊びまで連続的に設定されます。

③ 生活単元学習

生活単元学習は、児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するものです。広範囲に各教科等の目標や内容が扱われ、学習活動は、実際の生活上の目標や課題に沿って組織されることが大切です。また、小学部において、児童の知的障害の状態等に応じ、遊びを取り入れたり、作業的な内容を取り入れたりして、生活単元学習を展開している場合もあります。

④ 作業学習

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものです。中学部では職業・家庭科の目標及び内容が中心となるほか、高等部では職業科、家庭科及び情報科の目標及び内容や、主として専門学科において開設される各教科の目標及び内容を中心とした学習へとつながります。

イ 自立活動

自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域です。学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものです。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間（中学部）、総合的な探究の時間（高等部）及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければなりません。特別支援学校に在籍する重複障害者の割合は、増加傾向にあり、多様な障害の種類や状態等に応じた自立活動の充実が求められています。また、発達障害を含めた障害のある児童生徒等が、小・中学校等においても学んでいることから、特別支援学級、通級による指導においても、児童生徒等の多様な障害の種類や状態等に応じたきめ細かな自立活動の指導の充実が求められています。

(ア) 自立活動の内容

1 健康の保持

- (1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関するこ
- (2) 病気の状態の理解と生活管理に関するこ
- (3) 身体各部の状態の理解と養護に関するこ
- (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関するこ
- (5) 健康状態の維持・改善に関するこ

2 心理的な安定
(1) 情緒の安定に関するこ
(2) 状況の理解と変化への対応に関するこ
(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関するこ
3 人間関係の形成
(1) 他者とのかかわりの基礎に関するこ
(2) 他者の意図や感情の理解に関するこ
(3) 自己の理解と行動の調整に関するこ
(4) 集団への参加の基礎に関するこ
4 環境の把握
(1) 保有する感覚の活用に関するこ
(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関するこ
(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関するこ
(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関するこ
(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関するこ
5 身体の動き
(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関するこ
(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関するこ
(3) 日常生活に必要な基本動作に関するこ
(4) 身体の移動能力に関するこ
(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関するこ
6 コミュニケーション
(1) コミュニケーションの基礎的能力に関するこ
(2) 言語の受容と表出に関するこ
(3) 言語の形成と活用に関するこ
(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関するこ
(5) 状況に応じたコミュニケーションに関するこ

(イ) 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

- ① 自立活動の指導に当たっては、個々の児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づき、指導すべき課題を明確にすることによって、指導目標及び指導内容を設定し、個別の指導計画を作成します。その際、(ア)に示した内容の中からそれぞれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定するものとします。
- ② 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮します。
- 個々の児童生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境等の実態を的確に把握する。
 - 実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討する。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げる。
 - 具体的な指導内容を設定する際には、以下の点を考慮する。
 - ・児童生徒が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうとともに自己を肯定的に捉えることができるような指導内容を取り上げる。
 - ・児童生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲を高めることができるような指導内容を重点的に取り上げる。
 - ・個々の児童生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面を更に伸ばすような指導内容を取り上げる。
 - ・個々の児童生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人々に支援を求めたりすることができるような指導内容を計画的に取り上げる。

- ・個々の児童生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げる。
- ・個々の児童生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げる。
- 幼児児童生徒の学習の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努める。
- 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導と密接な関連を保つようにし、計画的、組織的に指導が行われるようにする。
- ③ 個々の児童生徒の実態に応じた具体的な指導方法を創意工夫し、意欲的な活動を促すようにします。
- ④ 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を、個々の児童生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにします。その際、個々の児童生徒の人間として調和の取れた育成を目指すように努めます。
- ⑤ 自立活動の指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようになります。
- ⑥ 幼児児童生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにします。
- ⑦ 自立活動の指導の成果が就学先や進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図ります。

4 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校においては、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ることが大切です。特に、幼稚園、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校等の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒のための個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成への助言、相談を含め、その支援に努める必要があります。

特別支援教育に関するセンター的機能に関しては、平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、①小・中学校等の教師への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、④医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能、⑤小・中学校等の教師に対する研修協力機能、⑥障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能の6点にわたって示されています。

また、小学校及び中学校学習指導要領等においては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行なうことが示されています。

5 障害のある児童生徒の就学

障害のある幼児児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に向けた支援をする

ためにはきめ細かな配慮のもとに一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要です。

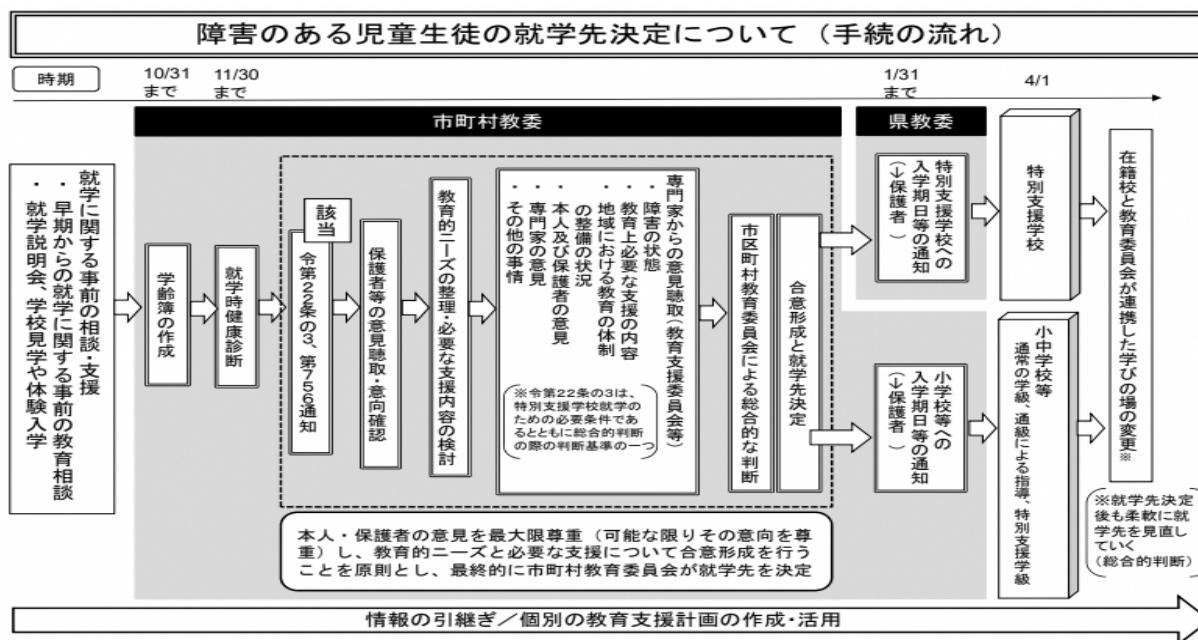
(1) 就学先の決定

市町村教育委員会は、障害のある児童生徒の就学先決定に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の判断を行うこととなります。

なお、この場合においては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報を提供しつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が行政上の役割として就学先を決定することとなります。

(2) 学びの場の柔軟な見直し

小学校段階6年間、中学校段階3年間の学びの場がすべて決まってしまうのではなく、児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、必要に応じて柔軟に就学先となる学校や学びの場の変更ができるなどを、関係者の共通理解とすることが重要です。定期的に教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議等を行い、必要に応じて個別の教育支援計画を見直し、総合的な観点から学びの場を変更できるようにしていくことが適当です。



障害のある児童生徒の就学先決定について（手続の流れ） 「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」 文部科学省 令和3年6月

6 特別支援教育を巡る近年の動き

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。」「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と定め、平成28年4月1日をもって施行されました。これにより、差別の禁止や合

理的配慮が義務付けられました。

(2) 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例

(平成 26 年富山県条例第 77 号「以下、県条例」)

県では、すべての障害のある人が安心して暮らすことができる社会を実現するため、平成 26 年 12 月に県条例を制定しました。この条例は、障害を理由とする差別の解消について、基本理念、県や県民の責務、障害を理由とする差別の解消に関する施策の基本事項を定めており、障害者差別解消法とともに、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する富山県教育委員会教職員対応要領

障害者差別解消法や県条例が平成 28 年 4 月 1 日から施行された趣旨を踏まえ、策定されました。これは、富山県教育委員会の管理監督者である教育長が各機関をはじめ、各校において勤務する教職員等が遵守すべき内容や、取り組むべきことについて示したものです。

(4) 富山県手話言語条例と学校における手話の普及等について

ろう者が手話により意思疎通を行う権利が尊重されるとともに、ろう者とろう者以外の者が相互に理解し共生する富山県づくりを目指して、富山県手話言語条例が、平成 30 年 4 月に施行されました。

条例には、「学校における手話の普及」が規定されており、聴覚障害者である幼児児童生徒が通学する学校において、手話を学習し、手話により教育が受けられるよう、教職員の手話に関する技術の向上のために必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

(5) 障害者の生涯学習の推進について

「障害者の生涯を通じた多様な学習活動の充実について（依頼）」（平成 29 年 4 月 7 日 29 文科生第 13 号）により取組が進められています。文部科学省では、「障害者の生涯学習の推進方策について（平成 31 年 3 月 学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議）（報告）を踏まえた「文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022」が策定されました。この強化策では、「障害者の多様な学習活動の充実」、「障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり」、「障害に関する理解促進」、「障害者の学びの場づくりの担い手の育成」、「障害者の学びを推進するための基盤の整備」について示されています。

(6) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が、令和 3 年 9 月 18 日に施行されました。

基本理念として、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援を行っては、医療的ケア児の可能性を最大限に發揮させ、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立つことが重要です。その際、医療的ケア児の実態は多様であることから、医療的ケアの種類や頻度のみに着目して画一的な対応を行うのではなく、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うことが必要であることとされています。

〔参考資料〕

・学校教育法施行規則の一部改正する省令の施行について（通知）	文部科学省	平成 30 年
・「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」	文部科学省	平成 29 年 3 月
・パンフレット「特別支援教育」	文部科学省	平成 19 年
・初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド	文部科学省	令和 2 年
・障害のある子供の教育支援の手引	文部科学省	令和 3 年 6 月
・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について（通知）	文部科学省	令和 3 年 9 月
・特別支援学級に及び通級による指導の適切な運用について	文部科学省	令和 4 年 4 月
・小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）	文部科学省	令和 5 年 3 月
・子どものために先生が気づいて動けるチェックリスト	富山県教育委員会	平成 31 年 3 月
・特別支援教育「学び Q&A」	富山県教育委員会	平成 28 年 3 月
・わかる！できる！つかえる！「個別の教育支援計画」作成・活用マニュアル	富山県教育委員会	平成 31 年 3 月
・特別支援学級の設置と運営について（通知）	富山県教育委員会	令和 3 年 2 月
・富山の特別支援教育 令和 4 年度版	富山県教育委員会	令和 4 年
・障害のある児童生徒の就学の手引（第 6 次改訂版）	富山県教育委員会	令和 4 年
・特別支援学校に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数についての解釈について（事務連絡）	富山県教育委員会	令和 4 年 8 月